、本巻は琉球王国評定所文書、第十八巻である。 本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定

所記録の一九三二号・一九三三号・一九三四号・一 九三五号・一九三六号・一九三八号・一九五〇号・ 一九五二号・丙七号文書を収録したものである。

一、収録史料の表紙に付されている番号は旧琉球藩評定 番号である。ただし丙七号は同目録にはない史料で あり、整理番号は付されていない。 所書類目録(東京大学史料編纂所所蔵)の中の整理

本巻は旧琉球藩評定所書類目録の中の整理番号に従 ない丙七号は最後に収録した。 い、通巻番号順に収録してある。また、整理番号の

、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録 に従っており、史料標題と異なる場合がある。

> 一、筆耕は法政大学沖縄文化研究所所蔵の写真複製本の 、本巻は巻頭論考、各史料解題、史料本文よりなる。 原本で照合した。 浦添市立図書館沖縄学研究室所蔵の写真複製本と、 コピーを用いて行い、判読の困難な部分については 各史料の解題の末尾には解題執筆者を明記した。

一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよ 1 う努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。 旧漢字は原則として新漢字に改めた。

2 之」と表記した。 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登

3 変体仮名ゑ(は)、ゐ(え)、ゐ(て)、5(と)、爲 (も)、ゟ(より)、メ(して)はそのまま生かし、

例、機→き、留→る、楚→そ、連→れ、など。

他は原則として平仮名に直した。

4 そのまま用いた。 「宛」(ずつ) の意味を示す「完」は、訂正せず

朱書の箇所は「 」でくくり区別した。

5

8 7 6 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損 明らかな誤字・脱字については、()で訂正す などの理由で判読不可能なものは□□あるいは るか、または(ママ)と注記した をそのまま再現した。 例外的だが、本文行を横断する斜線(朱消し線) 書き註、朱消し線、朱丸が交差する箇所がある。 見えるように墨線で消されている箇所について 朱点および朱消し線による原文の抹消は傍点、を いた。また、一九三三号中、二文書にわたり、朱 は、原型がわかるように「見え消し」の手法を用 は原則として復原しなかった。ただし、本文行が 文字の左に付した。墨消しにより抹消された文字 」と表記した。

して、その下か同頁の余白あるいは欄外にその内

容を記した

一、本巻には丙七号をはじめ、漢文史料(漢文読み下し 文を含む)が多数収録されている。漢文の収録にあ たっては以下の原則を採用した。 文書の内容が関連する場合には枝番号を付した。 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

13 12

1 は行数に若干のゆとりをもたせた。 他の史料と共通のものにした。ただし丙七号など 本文の字数、行数は原史料の体裁にこだわらず、

2

字体については正字を原則としたが、俗字、異体 あえて正字に戻さず、原文どおりそのまま用い 字のうち通常広く用いられている漢字については なるものがある。 店)に依拠した。そのため他の史料集と字体の異 た。また正字の判定は『大漢和辞典』(大修館書

訓点はすべて生かした。 例、额、 籲、 柒

3

11

付箋、

貼り紙及び欄外の書き込みは、図記号を付

文末にまとめた。

10 9

行間の書き込みが長文に及ぶ場合は、関連文書の

原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

Ŧi.

されている。煩瑣になるため朱書きを示す括弧は省一、一九五○号の史料原文には全篇にわたって朱点が施

略した。

は左側に、人名は文字の中央に、また国名は左側にかれている箇所が頻出する。地名は右側に、官職名、丙七号の史料原文には文章中の固有名詞に朱線が引

作成し、丙七号の史料本文の最後に掲げた。

上げたい。

例、福建、執事、伯徳令、琉球国二重線で、それぞれ朱線が施されている。

ての体裁上、本巻ではすべて省略した。訓点と交錯しまぎらわしいこともあり、史料集とし

一、漢文史料の収録にあたっては、沖縄県史料編集室歴については「『書簡和解』について」(『歴代宝案研については「『書簡和解』について」(『歴代宝案研については「『書簡和解』について」(『歴代宝案研ー、収録史料中、一九三三号、一九三六号については

法制史資料室の理解と協力を得た。記して感謝申し本巻収録の史料の活用については、東京大学法学部提供していただいた。あわせて感謝申し上げる。提供していただいた。あわせて感謝申し上げる。漢文史料の収録にあたっては、沖縄県史料編集室歴